# 地域包括ケアシステム構築に向けた提言骨子(案)の概要

# 〇 提言の目的

今後、大幅に医療・介護等を必要とする高齢者が増加していくことに対応するために地域包括ケアシステムを構築していくに当たっては、市町村を始め関係者が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要があるが、システム構築の中心となる市町村から「システム構築方法がわからない」との意見が寄せられている。

そこで、提言では、県内の各地域で関係者がシステム構築に向けた取組を進めることができるよう、システムの姿、課題と方策、関係者の役割等について、具体的に示していくこととする。

#### 1 地域包括ケアシステムとは

## (1)システム構築の意義

# ア 本県の在宅高齢者を取り巻く現状と課題

今後、75歳以上の高齢者人口の急激な増加に伴い、病院へ救急患者が集中的に救急搬送されることが懸念される。

また、在宅の高齢者に対し、医療と介護が異なる制度によってバラバラに提供されるとともに、地域に在宅医療が普及していないため、在宅の高齢者が入院すると、退院できずに転院や施設入所する等の問題が発生している。

# イ 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が地域で暮らしていくためには、医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つの要素が有機的に連携し、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築する必要がある。

#### ウ 目指すべき姿

システムの構築においては、次の3点を目指す。

- ① 医療と介護の連携の取組等により、在宅医療、介護の充実、強化を図る。
- ② 予防、生活支援等も含め、すべての関係機関が顔の見える関係となり、 連携して対応する。
- ③ 窓口機関が、困難ケース等について、地域ケア会議等で対応を協議する。

# (2)システム構築の緊急性

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、医療や介護等を必要とする高齢者が大幅に増加し、一人暮らし高齢者世帯等の急増による家庭における介護力低下や、認知症高齢者の大幅な増加も予測される。

高齢者を支える良質なサービス提供の基盤を地域で着実に整備していくためには、できる限り早期に地域包括ケアシステムの構築に着手する必要がある。

# (3)システムの対象区域と対象者

#### ① 対象区域

地域の実情を踏まえ、地域包括支援センターの所管区域など柔軟に区域を捉え、システム構築に向けた取組を進めることが重要である。

#### ② 対象者

急速な高齢者の増加が喫緊の課題であることから、まずは高齢者に絞ってシステムを構築する。

# 2 システム構築の課題と方策

## (1) システムのマネジメント

システムのマネジメントは、市町村、地域包括支援センター、地区医師会が協力して行うこととし、その中心となる機関は地域において定めるべきである。 また、市町村は、システム構築において中心的な役割を担うべき立場にある。

#### (2) ICT (情報通信技術) の活用

関係者の連携を図り、利用者に適切なサービスを提供するためには、関係者間の情報の共有が必要であり、その手段としてICTの利活用が期待される。

# (3) 必要な人材の確保

システム構築を円滑に進めるため、市町村及び地域包括支援センターにおいて、 専門知識を有する職員の育成や、適切な人事ローテーション等に配慮し、人材を 確保する必要がある。

また、サービスの提供に関わる人材についても確保していく必要がある。

## (4) 住まい・住まい方

地域生活の基盤で在宅生活継続の土台となる住まいについて、高齢者自身による介護環境整備が重要である一方、低所得高齢者の住まいを確保する必要がある。

# (5)分野ごとの課題と方策

システム構築に向けた取組を進めていくには、医療、介護等の分野ごとに、次の例に掲げるような課題と方策が考えられる。

#### ア 医療

課題	方 策
在宅医療に取り組む医師等の	地区医師会が、医師のグループ化(主治医・
数を増やすため、従事者の負担	副主治医制)や夜間・休日の連絡先等を確
を軽減する。	保する。
地区医師会に加入していない	市町村が、地区医師会に加入していない在
在宅医療提供医師とも連携体	宅医療提供医師を把握し、これらの医師に
制を構築する。	対し情報提供・参加要請等を行う。
急性期から回復期、在宅へと移	地区医師会が、病院(有床診療所)と協議
行するときに、病院側、在宅側	して、退院に向けた医療・介護連携シート
の各職種でカンファレンスを	の様式を定めるなどカンファレンスの効率
行うことが必要であるが、かか	化を図り、かかりつけ医の参加を促す。
りつけ医の参加が難しい。	

# イ 医療と介護の連携

課題	方 策
関係職種の間で、お互いの顔が	地区医師会、市町村等が研修会(事例検討
見える関係をつくるとともに、	会等)を開催する。
関係者間で患者情報を共有す	地区医師会、市町村(地域包括支援センタ
る。	ー)が主導して、患者情報の共有のために、
	ICTの導入を検討する。

The factories of the same and the same	
患者情報の共有に関する本人	地区医師会、市町村等が、本人の同意を得
の同意の取り方や、事業者間に	るための統一した説明資料を作成する。ま
おける個人情報の保護のあり	た、個人情報保護のためのマニュアルも同
方についてのルール化が必要。	時に整備する。
同一法人(グループ)が、医療・	市町村、地区医師会が、法人と地域の関係
介護等を一体的に提供する場	機関との連携の場を確保する。
合には、利用者の囲い込みとな	
らないよう注意する。	

# ウ 介護・予防・生活支援

課題	方 策
医療面も含めた適切なケアプ	県が、ケアマネジャーの医療的知識向上の
ランを作成する。	ための研修を実施する。
健康づくりや介護予防の取組	市町村が、高齢者が介護予防等に参加しな
に参加する高齢者を増やす。	い理由を分析し、魅力的なメニューを整え
	る等の対応を図る。
生活支援サービスを担うNP	市町村が、中間支援NPOに依頼し、NP
O・ボランティア等を育成・確	Oの立ち上げや経営に関する講座を開催す
保する。	る。

# エ 住まい

課題	方 策
低所得の要介護者向けの住宅	県、市町村が、公営住宅の建て替えや改修
を確保する。	の際、要介護者向け機能の付加を検討する。

#### 才 認知症対策

課題	方 策
認知症高齢者の徘徊への対応	県、市町村が、市町村の徘徊・見守りネッ
は、市町村単位では限界がある	トワークの拡大を図る。
ため、広域での対応が必要。	

# 3 システム構築の進め方

システム構築に当たっては、医療・介護・予防・生活支援・住まいに係る関係機関のネットワーク化と、基盤整備が必要となり、次に掲げる順にしたがって進めていくことが適当である。

- ① 地域の社会資源及び住民ニーズの把握
- ② 社会資源を構成する関係機関のネットワーク化
- ③ 地域ケア会議等の開催及び総合的な相談の実施
- ④ 地域での課題の抽出
- ⑤ 基盤等の整備

なお、基盤整備に当たっては、医療と介護の連携⇒予防(健康づくり含む)⇒生活支援、住まいの順で取り組むべきと考えられる。

#### 4 システムにおける各主体の役割

システム構築に向け、地域の多様な主体に期待される役割を、本人、介護者、地域住民、自治体、事業者等に分けて提示する。

#### 5 対象者の状態別対応

システムの対象となる高齢者について考えられる次の状態ごとに、医療、介護等の構成要素において必要とされる主な対応を提示する。

- ① 元気な高齢者、要支援
- ② 要介護認定を受けており、慢性疾患を患っているが、通院等は可能
- ③ 寝たきり等で在宅医療を受けている
- ④ 脳卒中等で入院している

# 6 モデル

システムは地域の社会資源の状況に応じて構築していく必要があり、在宅医療提供体制の整備と医療・介護の連携において中心的な役割を果たす機関に着目し、次の①から③に掲げる3つのモデルを、また、今後大幅に増加することが見込まれる認知症への対応として④のモデルを、市町村の取組の参考となるよう提示する。

- ① 地区医師会モデル (都市部等を想定)
- ② 訪問看護ステーションモデル(山間部等を想定)
- ③ 医療・介護等一体提供モデル (法人グループ等を想定)
- ④ 認知症対応モデル

#### 7 費用負担についての考え方

- ・ 地域包括ケアシステムは既存のサービスを有機的に結びつけ、効果的に高齢 者を支援するものであり、今の状態のままでいる方が社会保障費は増大すると 思われる。
- ・ 自助・互助が果たす役割に着目し、それを支援する。
- 介護予防や健康づくりに力を入れ、要介護認定率の低下等を目指す。

#### 8 普及啓発

自助、互助の役割について、本人、介護者、地域住民の理解を得るため、普及啓 発を行う必要がある。

#### 9 提言のまとめ

システムが県内各地域で速やかに構築されるよう、改めて次のとおり提言する。

区分	取り組むべきこと
市町村	<ul><li>システム構築において中心的な役割を担うべき立場にあること</li></ul>
	を認識し、地域の関係者と一体となって、できる限り速やかにシ
	ステム構築に取り組む。
	・ 基礎自治体として自助の活用、互助の組織化に努める。
県	・ 提示したモデルについて、モデル地区を設定してシステム構築
	のための事業を実施し、他の地域にその状況を示して取組を促進
	させる。
	・ システムの中で高齢者を支えていく人材を育成する。
国	・ 市町村が、創意工夫に富んだ取組ができるよう、介護予防や生
	活支援などの地域支援事業に係る事業費の上限等の規制をできる
	だけ撤廃、縮小する。
	・ 地域包括支援センターが、その役割を十分に果たすことができ
	るよう、人員・財源確保などの体制整備に十分な支援を行う。
県民	・ 今後、地域において、支え合いの一員となるとともに、多死社
	会となる中、自らや家族の最期をどのような形で迎えることを受
	容するか、よく考え、覚悟を持つ。